

## 第3回

### 那須塩原市下水道審議会資料

#### 目次

1. 使用料の統一について…………… P1
2. 使用料の統一・改定の流れについて…………… P18

那 須 塩 原 市

## 1. 使用料の統一について

### (1) 那須塩原市の使用料体系

那須塩原市下水道事業における使用料体系は下表のとおりです。

那須塩原市下水道事業では、合併前の市町の使用料体系を引継いで、地区別に使用料体系を設定しています。

表-1.1 那須塩原市 下水道使用料表（税抜）

#### ①黒磯地区

項目		料金（1 カ月当たり）
基本料金（10 立方メートルまで）		1,165 円
（1立方メートル 超過料金 当たり）	10 を超え 30 立方メートルまで	118 円
	30 を超え 50 立方メートルまで	126 円
	50 を超え 100 立方メートルまで	137 円
	100 立方メートルをこえるもの	146 円

②西那須野地区

項目		料金 (1 カ月当たり)
基本料金 (10 立方メートルまで)		1,100 円
(1 立方メートルあたり) 超過料金	10 を超え 30 立方メートルまで	110 円
	30 を超え 50 立方メートルまで	120 円
	50 を超え 100 立方メートルまで	130 円
	100 立方メートルをこえるもの	140 円

③塩原地区

項目		料金 (1 カ月当たり)
基本料金 (10 立方メートルまで)		1,000 円
(1 立方メートルあたり) 超過料金	10 を超え 500 立方メートルまで	100 円
	500 を超え 1,000 立方メートルまで	90 円
	1,000 立方メートルをこえるもの	80 円

現行体系における使用水量別の使用料は下の図表のとおりです。

黒磯地区と西那須野地区では使用水量が多くなるほど単価が高くなる累進制を採用しているのに対し、塩原地区では使用水量が多くなるほど単価が低くなる使用料体系となっているため、特に多量使用者での負担額の差が大きくなっています。

表-1.2 現行体系における使用水量別の使用料（税込）

単位：円

使用水量 ／地区名	黒磯地区		西那須野地区		塩原地区
10m3/月	1,258	(+ 178)	1,188	(+ 108)	1,080
20m3/月	2,532	(+ 372)	2,376	(+ 216)	2,160
50m3/月	6,528	(+ 1,128)	6,156	(+ 756)	5,400
100m3/月	13,926	(+ 3,126)	13,176	(+ 2,376)	10,800
500m3/月	76,998	(+ 22,998)	73,656	(+ 19,656)	54,000
1,000m3/月	155,838	(+ 53,238)	149,256	(+ 46,656)	102,600
2,000m3/月	313,518	(+ 124,518)	300,456	(+ 111,456)	189,000

※( )内は塩原地区での負担額との比較

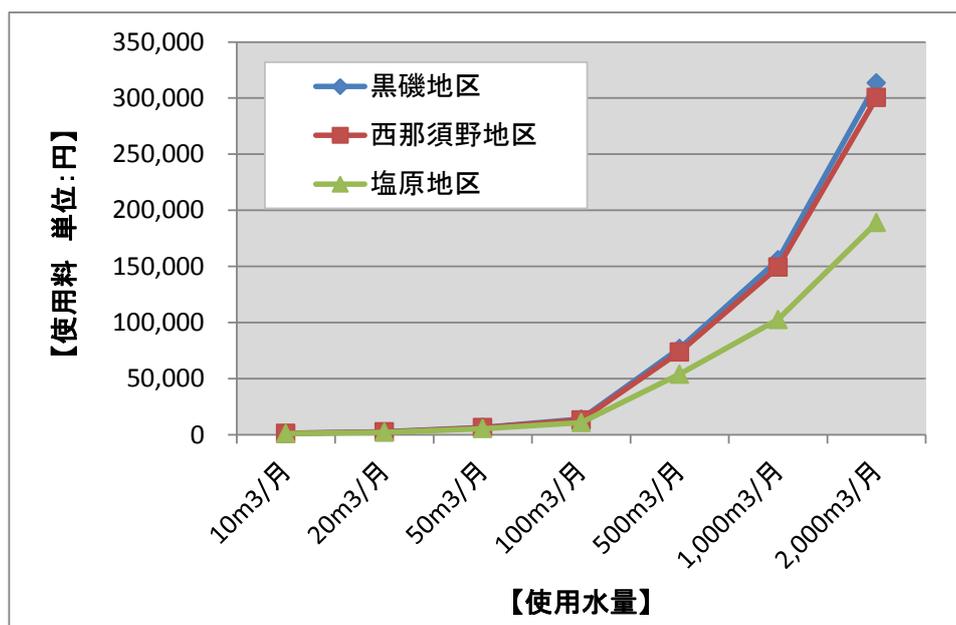


図-1.1 現行体系における使用水量別の使用料（税込）

## (2) 件数・使用水量・使用料収入の状況

平成 25 年度における件数、使用水量、使用料収入の状況を下記のように整理しました。なお、実際の請求は 2 カ月に一度となっておりますので、ここでは 2 カ月ごとのデータを示します。

### ①件数

平成 25 年度における地区別・使用水量区分別の件数の実績は下の図表のとおりです。

件数については、黒磯地区が全体の 52%を占めています。

また、各地区ともに 21～60m<sup>3</sup>/2 カ月の使用者による件数が最も多くなっています。

表-1.3 件数実績（地区別・使用水量区分別 平成 25 年度）

使用水量区分／地区	単位：件/年			
	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	合計
0～20m <sup>3</sup> /2カ月	26,238	23,268	3,253	52,759
21～60m <sup>3</sup> /2カ月	39,630	30,999	3,622	74,251
61～100m <sup>3</sup> /2カ月	7,458	4,892	1,091	13,441
101～200m <sup>3</sup> /2カ月	1,699	931	399	3,029
201～1000m <sup>3</sup> /2カ月	943	812	197	1,952
1001～2000m <sup>3</sup> /2カ月	146	74	48	268
2001m <sup>3</sup> /2カ月～	86	47	93	226
合計	76,200	61,023	8,703	145,926

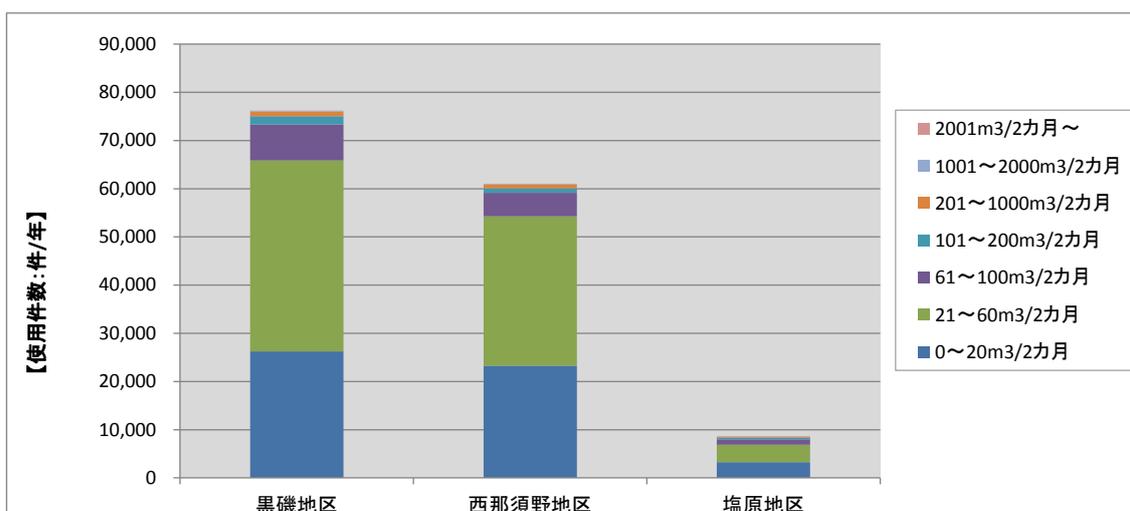


図-1.2 件数実績（地区別・使用水量区分別 平成 25 年度）

## ②使用水量

平成 25 年度における地区別・使用水量区分別の使用水量の実績は下の図表のとおりです。

使用水量については、黒磯地区が全体の 49%を占めています。

使用水量区分別では、黒磯地区と西那須野地区は 21～60m<sup>3</sup>/2 カ月の使用者による使用水量が最も多いのに対して、塩原地区は 2,001m<sup>3</sup>/2 カ月以上の使用者による使用水量が最も多く、塩原地区全体の 56%を占めています。

表-1.4 使用水量実績（地区別・使用水量区分別 平成 25 年度）

単位：m<sup>3</sup>/年

使用水量区分／地区	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	合計
0～20m <sup>3</sup> /2カ月	275,489	240,835	30,292	546,616
21～60m <sup>3</sup> /2カ月	1,469,129	1,137,958	134,579	2,741,666
61～100m <sup>3</sup> /2カ月	553,705	360,139	83,480	997,324
101～200m <sup>3</sup> /2カ月	216,523	122,536	53,193	392,252
201～1000m <sup>3</sup> /2カ月	407,686	373,214	72,128	853,028
1001～2000m <sup>3</sup> /2カ月	196,301	104,985	68,361	369,647
2001m <sup>3</sup> /2カ月～	339,031	318,906	561,563	1,219,500
合計	3,457,864	2,658,573	1,003,596	7,120,033

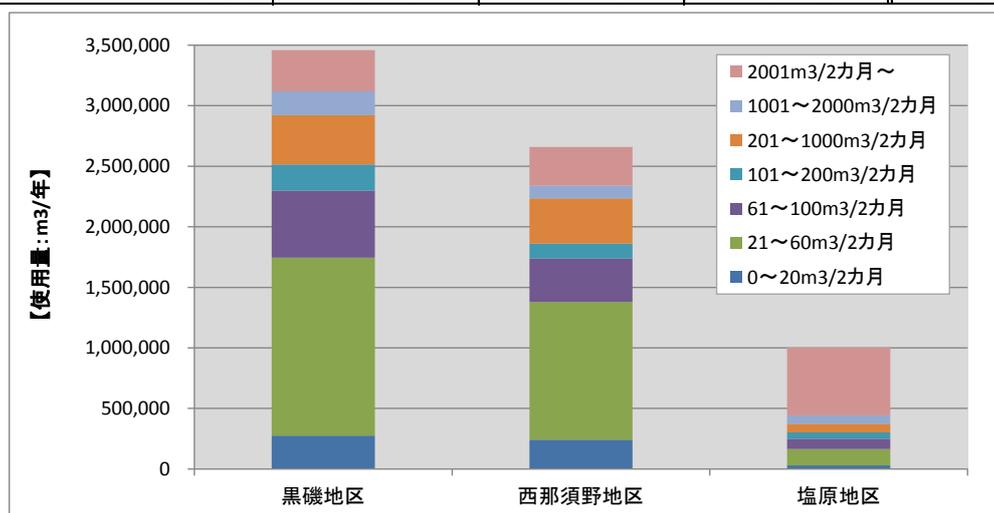


図-1.3 使用水量実績（地区別・使用水量区分別 平成 25 年度）

### ③使用料収入

平成 25 年度における地区別・使用水量区分別の使用料収入（調定額）の実績は下の図表のとおりです。

使用料収入については、黒磯地区が全体の 52%を占めています。

使用水量区分別では、②使用水量と同様に、黒磯地区と西那須野地区は 21～60m<sup>3</sup>/2カ月の使用者による使用料収入が最も多いのに対して、塩原地区は 2,001m<sup>3</sup>/2カ月以上の使用者による使用料収入が最も多く、塩原地区全体の 50%を占めています。

表-1.5 使用料(調定額)実績(地区別・使用水量区分別 平成 25 年度)

単位:円/年

使用水量区分/地区	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	合計
0～20m <sup>3</sup> /2カ月	61,694,983	51,547,494	6,738,080	119,980,557
21～60m <sup>3</sup> /2カ月	180,148,705	131,436,347	14,121,670	325,706,722
61～100m <sup>3</sup> /2カ月	68,958,973	42,298,760	8,762,500	120,020,233
101～200m <sup>3</sup> /2カ月	28,152,643	15,158,521	5,584,310	48,895,474
201～1000m <sup>3</sup> /2カ月	59,043,510	51,605,988	7,572,820	118,222,318
1001～2000m <sup>3</sup> /2カ月	29,500,569	15,153,075	6,963,890	51,617,534
2001m <sup>3</sup> /2カ月～	74,632,194	48,029,560	50,100,420	172,762,174
合計	502,131,577	355,229,745	99,843,690	957,205,012

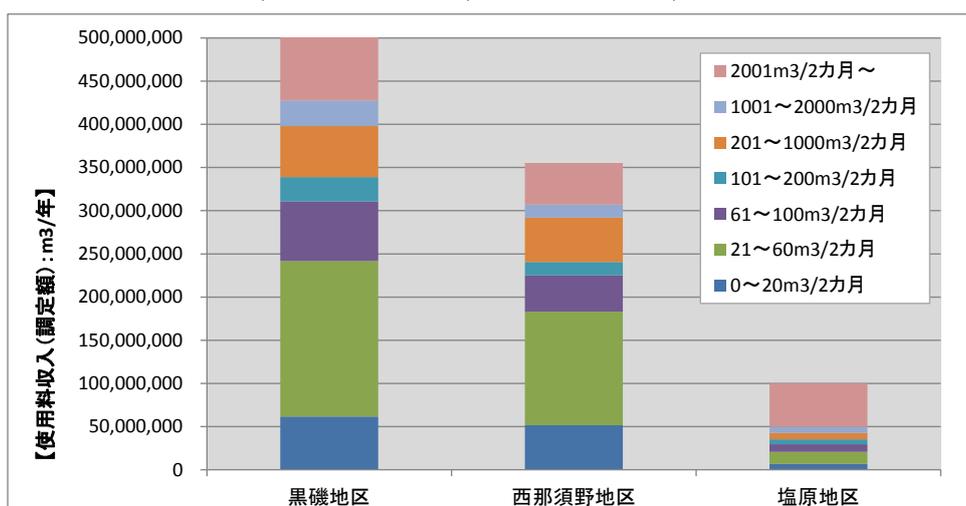


図-1.4 使用料(調定額)実績(地区別・使用水量区分別 平成 25 年度)

### (3) 使用料改定の推移

那須塩原市の下水道使用料については、合併前より改定が行われ、現在に至っています。

各地区の使用料体系の推移を下記のとおり整理します。

#### ①黒磯地区（旧黒磯市）

旧黒磯市の下水道使用料は、昭和 55 年度の供用開始以来 6 回改定が行われており、そのうち 3 回（平成元年度、平成 9 年度、平成 26 年度）は消費税対応の改定です。

供用開始時の使用料体系は、汚水処理費に対して低く設定され、その後、一般会計繰入金の抑制を図るために使用料改定が行われています。

現行体系については、使用者の負担増を考慮し、汚水処理費のうち、維持管理費分の 9 割程度を回収することを目標に体系を設定しています。

表-1.6 下水道使用料体系の推移（黒磯地区）

項目		S55 年度	S62 年度	H 元年度	H4 年度	H8 年度	H9 年度	H26 年度
基本料金 (10 立方メートルまで)		600 円	800 円	824 円	1,000 円	1,200 円	1,223 円	1,258.2 円
(1 立方メートルあたり) 超過料金	10 を超え 30 立方メートルまで	70 円	90 円	93 円	100 円	120 円	123 円	127.44 円
	30 を超え 50 立方メートルまで				110 円	130 円	132 円	136.08 円
	50 を超え 100 立方メートルまで				120 円	140 円	143 円	147.96 円
	100 立方メートルをこえるもの					150 円	153 円	157.68 円

(税込)

## ②西那須野地区（旧西那須野町）

旧西那須野町の使用料体系は、昭和 60 年度の供用開始以来、平成 9 年度と平成 26 年度に 2 回改定されており、いずれも消費税改定に伴うものです。

平成 9 年度の改定は、供用開始から 10 年を経過したのを機に、一般会計繰入金の抑制を目的として実施され、基本水量を 8m<sup>3</sup>から 10m<sup>3</sup>に変更しています。

平成 9 年度の改定では、使用者の負担増を考慮し、汚水処理費のうち、維持管理費分を回収することを目標に体系を設定しています。

表-1.7 下水道使用料体系の推移（西那須野地区）

項目		S60 年度	H9 年度	H26 年度
基本料金 (10 立方メートルまで)		850 円 (8 立方メートル)	1,155 円	1,188 円
(1 立方メートル 超 過 料 金 当 た り)	10 を超え 30 立方 メートルまで	110 円 (9m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> )	115.5 円	118.8 円
	30 を超え 50 立方 メートルまで	120 円	126 円	129.6 円
	50 を超え 100 立方 メートルまで	130 円	136.5 円	140.4 円
	100 立方メートル をこえるもの	140 円	147 円	151.2 円

(税込)

### ③塩原地区（旧塩原町）

旧塩原町の使用料体系は、昭和 60 年度の供用開始以来、平成元年度、平成 3 年度、平成 9 年度、平成 26 年度の 4 回改定されており、そのうち平成元年度、平成 9 年度、平成 26 年度は消費税改定に伴うものです。

平成 3 年度の改定では、水量区分を一部見直しています。

塩原地区については、汚水処理費のうち、維持管理費分を回収することを目標に体系を設定しています。

表-1.8 下水道使用料体系の推移（塩原地区）

項目		S60 年度	H元年度	H3 年度	H9 年度	H26 年度
基本料金 (10 立方メートルまで)		1,000 円	1,030 円	1,030 円	1,050 円	1,080 円
（1 立方メートル 超過料金 当たり）	10 を超え 100 立方メートルまで	100 円	103 円	103 円	105 円	108 円
	100 を超え 500 立方メートルまで	80 円	82.4 円			
	500 を超え 1,000 立方メートルまで	60 円	61.8 円	92.7 円	94.5 円	97.2 円
	1,000 立方メートルをこえるもの	50 円	51.5 円	82.4 円	84 円	86.4 円

(税込)

#### (4) 使用料の統一について

##### 1) 考慮すべき原則等

市町村合併に伴う下水道使用料の統一については、下記の事項を考慮する必要があります。

##### ①使用料の基本原則

使用料の徴収根拠及び設定の原則は、下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）第20条に次のように規定されています。

下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

この原則には、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また公平な使用料であることが、その趣旨として記されています。

## ②市町村合併後の使用料体系のあり方

総務省では、市町村合併に関する課題について有識者（市町村の合併に関する研究会）による研究を行い、合併した市町村の運営に当たっての重要課題を検討し、合併市町村についてその円滑な運営の参考とすることを目的に、「市町村合併法定協議会運営マニュアル（実務編）」を作成しています。

このマニュアルの中では、市町村合併後の上下水道使用料の取扱いについて、運営制度の効率的な運用と円滑な統一について述べられており、ここでも使用料の統一の必要性が記されています。

### 第 16 章 使用料、手数料等の取扱い 《合併協定項目 3》

#### 第 1 節 上・下水道使用料

上・下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、各市町村によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合がある。

上・下水道事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものであるため、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。

出典：「市町村合併法定協議会運営マニュアル（実務編）」（市町村の合併に関する研究会）

## 2) 合併協定事項について

「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」においては、下水道事業の調整方針に関して、下記のような協定が確認されています。

【協定項目 23-22】 確認日 平成 16 年 2 月 24 日

### 2 下水道事業について

(1) 下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後早期に料金体系の見直しを行う。

湯屋用（公衆浴場：銭湯）及び臨時用の料金については、合併時に料金を設定する。

(2) 受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、負担金の徴収猶予については、合併時まで再編する。

(3) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、塩原町の例により合併時に統合する。

(4) 下水道審議会については、黒磯市の例により、合併後統合する。

このうち(1)については、平成 21～22 年度に開催された下水道審議会でも審議され、この協定に基づいて、使用料体系の統一が望ましいという認識を確認し、答申に盛り込んでいます。また、「那須塩原市下水道中期ビジョン」においても、次のように示されています。

【「那須塩原市下水道中期ビジョン」 P5-14】

4) 使用料体系の統一

本市の使用料体系は、旧市町の3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）のそれぞれ異なる設定となっています。

今後は、3地区の料金格差を是正していくため、使用料体系の統一を視野に入れ、また、多量使用者等への措置なども考慮しながら下水道使用料の改定を検討していきます。

### 3) 水道料金の統一と段階的な軽減措置について

那須塩原市の水道事業については、合併後についても、平成 20 年度までは合併前の市町が運営してきた水道事業を個別に運営し、料金体系も個別に設定してきましたが、平成 21 年度に水道事業の統合を行ったことに伴い、平成 22 年度に料金体系の統一を行っています。

料金体系の統一は、公共料金である水道料金が地域によって違うことが、負担の公平性を欠くことから、それを是正することを目的に実施されました。

## 《旧料金表》

旧黒磯上水道事業の区域				旧西那須野上水道事業の区域				
基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)		基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)		
基本水量	金額			基本水量	金額			
20㎡まで	3,496円	175円		13mm	20㎡まで	3,570円	基本水量を超え 1000㎡までの分 : 178円50銭 1000㎡を超え 2000㎡までの分 : 168円 2000㎡を超える分 : 147円	
付記	料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。			20mm	20㎡まで	7,140円		
				25mm	-			
				30mm				9,660円
				40mm				13,650円
				50mm				24,360円
				75mm	38,010円			
				100mm	85,260円			
				150mm以上	管理者が別に定める額			
				付記	料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。			
旧板室温泉簡易水道事業の区域				旧塩原上水道、旧新湯簡易水道、旧関谷簡易水道、旧大貫金沢簡易水道、旧宇都野簡易水道の各事業の区域				
基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)		基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)		
基本水量	金額			基本水量	金額			
20㎡まで	2,772円	139円		13mm	20㎡まで	2,520円	126円	
付記	料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。			20mm	20㎡まで	5,040円		
				25mm	-			
				30mm				8,400円
				40mm				11,550円
				50mm				17,850円
				75mm	27,300円			
				100mm以上	42,000円	管理者が別に定める額		
				付記	料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。			
旧西塩簡易水道事業の区域				旧塩原上水道、旧新湯簡易水道、旧関谷簡易水道、旧大貫金沢簡易水道、旧宇都野簡易水道の各事業の区域				
用途	基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)	基本料金		従量料金 (基本水量を超える分)		
	基本水量	金額		基本水量	金額			
家庭用	20㎡まで	1,680円	73円50銭	13mm	20㎡まで	2,520円	126円	
営業用	20㎡まで	1,890円	84円	20mm	20㎡まで	5,040円		
団体用	40㎡まで	3,360円	73円50銭	25mm	-			
特別用	20㎡まで	1,890円	84円	30mm				8,400円
				40mm				11,550円
				50mm				17,850円
				75mm	27,300円			
				100mm以上	42,000円	管理者が別に定める額		
				付記	料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。			

《基本料金は2か月当り、従量料金は1㎡当りの単価》



那須塩原市水道事業の区域		
メーターの口径	基本料金 (2か月当り)	従量料金 (1㎡当り)
13mm	1,816円	20㎡までの分 : 84円 20㎡を超える分 : 174円30銭 ※従量料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
20mm	2,625円	
25mm	5,155円	
30mm	7,381円	
40mm	12,400円	
50mm	20,485円	
75mm	43,648円	
100mm	75,453円	
150mm	174,888円	

《水道料金は、基本料金と従量料金の合計額です。》

表-1.9 那須塩原市水道事業・料金表 (消費税5%込)

平成 22 年度の料金改定にあたっては、負担が急激に大きくなってしまう場合があるため、料金改定後 6 年間については、料金の負担が増える使用者を対象に段階的な軽減措置を設けています。

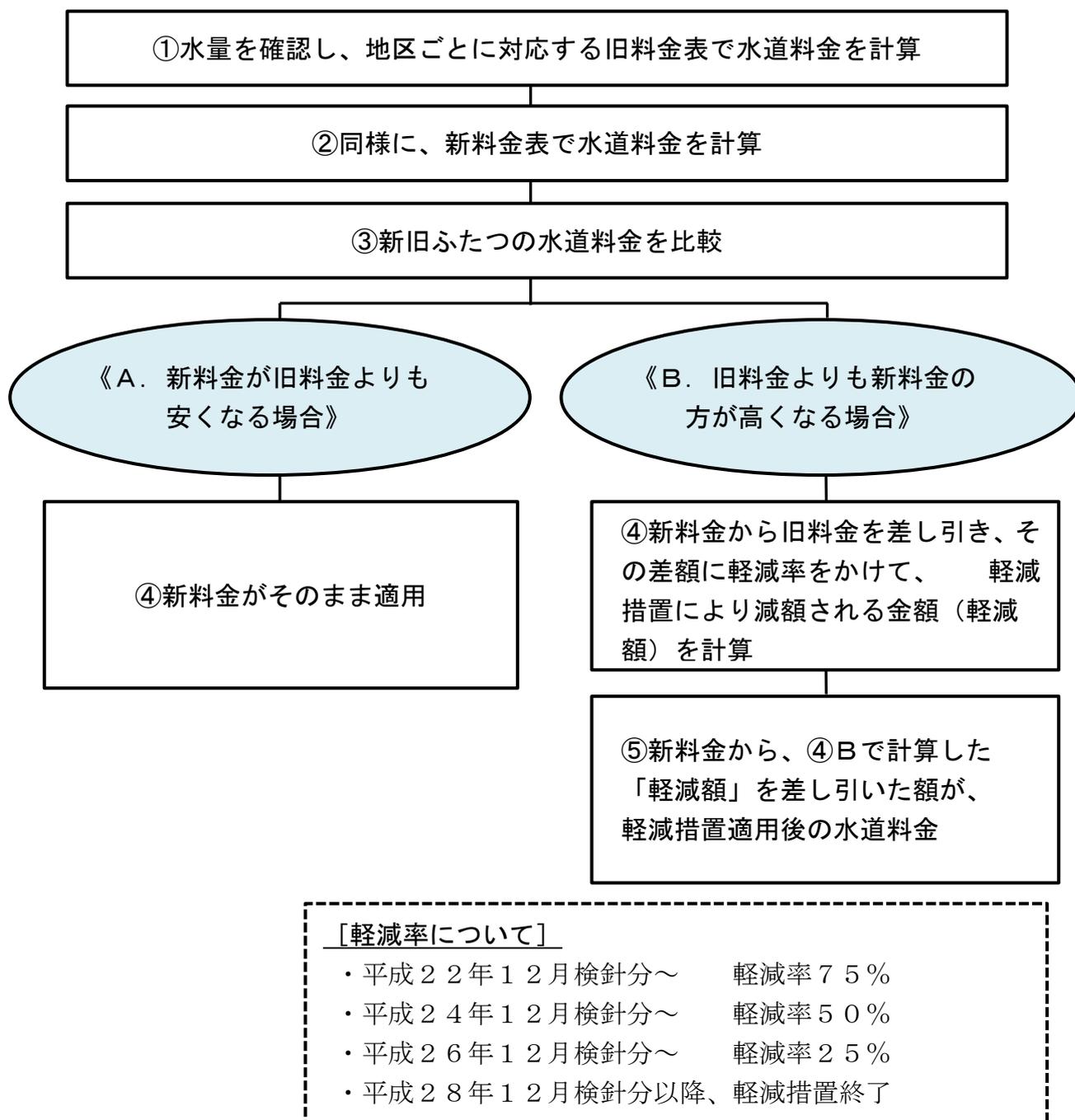


図-1.5 水道料金における段階的な軽減措置について

#### 4) 使用料の統一について

10 ページの「①使用料の基本原則」からは、下水道使用料について、使用者間で負担額の差異が生じることは、その基本原則に照らし合わせても適切ではないといえ、また、11 ページの「②市町村合併後の使用料体系のあり方」における国の考え方を考慮しても、使用料体系を統一することが必要であると考えられます。

那須塩原市の下水道使用料体系は、前述のとおり地区毎に体系が異なっているため、同じ那須塩原市内において、同じ使用水量であっても、負担額に差異が生じ、同じ便益を受けているにも関わらず、公平性が保てない状況にあります。

したがって、平成 21～22 年度に開催された下水道審議会答申、また「那須塩原市下水道中期ビジョン」にもあるように、速やかに使用料体系を統一し、使用者間の公平性を確保する必要があるものと考えられます。

## 2. 使用料の統一・改定の流れについて

那須塩原市下水道審議会では、使用料の統一・改定に向けて、次のような手順・スケジュールにより、審議を進めていく方針です。

### 第4回審議会（H26.10 予定）

①財政計画について ②使用料算定期間について ③使用料算定期間中の収支見積について  
「那須塩原市 下水道中期ビジョン」（平成22年度策定）で策定した財政計画を基に、最新のデータを加味した新しい財政予測を、事務局が提示し、審議を行って頂きます。  
また、今回改定する使用料体系の算定期間について、審議を行って頂きます。（一般的には3～5年）

### 第5回審議会（H26.12 予定）

①使用料対象経費の算定について ②目標経費回収率の設定について ③使用料水準について  
財政予測のデータを基に、公費私費の負担区分を明確にしたうえで算定した使用料対象経費を事務局が提示します。また、将来的な経費回収率及び使用料水準の設定について、事務局が素案を提示し、審議を行って頂きます。

### 第6回審議会（H27.2 予定）・第7回審議会（H27.5 予定）

①使用料体系の設定について  
複数の改定案を事務局が提示し、基本使用料の設定、累進度、従量単価等の観点から審議を行って頂き、統一使用料体系（案）をとりまとめます。

### 第8回審議会（H27.8 予定）

①多量使用者への配慮について  
使用料改定案について、多量排水者への配慮や激変緩和の施策について、事務局が素案を提示し、審議を行って頂きます。

### 第9回審議会（H27.11 予定）

①答申書（案）について  
これまでの審議内容を取りまとめ、事務局が答申書（案）を作成し、審議を行って頂きます

### 第10回審議会（H28.2 予定）

①答申  
会長より、答申を市長に報告して頂きます。

図-2.1 使用料の統一・改定の流れについて